

第4回検討会に係る論点整理表

＜1 アンケート調査に関する意見＞

項番	第4回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・多くの障がい者の不足するケアを家族が担っている。地域生活の支援が家族のケアを前提としており、福祉サービスはその家族ケアの一部を肩代わりしている印象を受ける。	田中委員(P9)
(2)	・重度障がい者の受け入れが困難と回答した生活介護、就労系サービス事業所が非常に多く、ヘルパーの支給量の不足を補うために日中活動系サービスの利用を促すというような方法は果たして現実性があるのか。	田中委員(P9)
(3)	・本人の意思にそぐわないような形で日中活動系サービスの利用を促すということは、特定の生活様式を押しつけるというような形になってしまうので、十分注意しながら進める必要がある。	田中委員(P9)
(4)	・ヘルパーをコーディネートするだけの相談支援事業所があったほうがいいのかではないか。もっとケアやヘルパーのあり方をどのようにしたら良いのか考える相談支援事業所ができないとだめなのではないか。	小山内委員(P11)
(5)	・生活介護や就労系サービス事業所で受け入れが困難というところは、人材不足という意見が多い。私自身も事業所を経営しているが、人材不足で利用者の方に満足なサービス提供が危うい状況があるので、この結果を切実に受け止めてほしい。	小谷委員(P11)
(6)	・送迎を行っていても範囲が狭かったりするため、なかなか思うようなところで生活介護や就労系サービスを利用することができないという実態がある。	小谷委員(P11)
(7)	・支給量が足りているという方でも、ヘルパーが確保できないため、十分に使い切れていない場合もある。足りていない方の意見だけではなく、足りているという方の意見もしっかり見ていかなければならない。	妻倉委員(P12)
(8)	・今回の利用者調査の結果が、札幌市の重度訪問介護の支給決定者の支給決定時間数と概ね一致しているのか確認が必要である。長時間介護を受ける方でも声を上げていない方がいるのではないか。	岡本委員(P13)
(9)	・重度訪問介護事業所の回答率が非常に低く、この要因分析やその結果の信頼性や妥当性などを検討したい。	山本委員(P13)

(10)	・事業所としてオープンしているが、受け入れを制限している状況などが今回のアンケート調査で随分と確認できた。論点が明確となったので、例えば、地域生活拠点事業や発達障がい施策などと連動していくほか、他の会議などを含め、一度、整理・検討する場が必要である。	山本委員(P14)
(11)	・重度訪問介護の利用者は家族介護の割合が高い。利用者の年齢からいうと60代、70代の親御さんが介助しており、本当に綱渡りの状況である。利用者本人も家族も不安を感じているという記述があったので、このままでの状況でいいのか。	太田委員(P14)
(12)	・自由記載にもあったとおり、重度訪問介護ではヘルパーが確保できないため、居宅介護を選択する状況もある。今回のアンケート調査の対象者は重度訪問介護の利用者に絞ったが、居宅介護の利用者も調べることで、もっと問題は明らかになるのではないか。	窪田委員(P14)
(13)	・本来は公費で賄われるべき時間数を、人材確保が困難な事業所が時間を設けて利用者の生活を支援している。そのような部分にしっかりと正規のお金が当たるようにすべき。	高波委員(P15)

<2 非定型の支給決定に関わる個別論点>

【論点2】 必要な介護時間数の確認方法

項番	第4回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・相談支援事業所が現状の通常業務のなかで、更に非定型の支給決定に関わるサービス等利用計画案を作成することに追いつく数になっているのか。質も含め量的な部分も整備していかないと対応できなくなるのではないか。併せて、札幌市内の相談支援体制の機能整理も並行して行わないと、役割だけ増えたという相談支援事業所側からの声が出るのも明白である。	窪田委員(P19)

【論点3】 市町村審査会の実施形態

項番	第4回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・ガイドラインは「諸刃の剣」であり、下手をすれば定型化のほうに行ってしまう。しかし、これがなければ、例えば審査会のメンバーや行政の担当者がかかわると、非定型の支給量も変わってしまうこともあり、コントロールしていかなければならない。ガイドラインはあくまで基準や上限ではなく、一つの参照として扱うべき。	田中委員(P22)
(2)	・ガイドラインについては、他の市町村のものを参考とするほか、利用者の意向に沿うような事例を積み上げたうえで作成あるいは修正をすべき。	田中委員(P22)

(3)	・審査会には脳性麻痺などの状況をよく分かっている人をいれるべき。	小山内委員(P25)
-----	----------------------------------	------------

<3 重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討に関する論点>

【論点3】 重度訪問介護の利便性

項番	第4回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・PA 制度では医療的ケアができる範囲が限られている。仮に PA 制度で通学、通勤、通所が可能となっても、一部医療的ケアがあることで利用できなくなることを危惧しており、PA 制度の中で医療的ケアを含め、どこまでの支援できるのかも考えないといけない。	土島委員(P19)

【論点4】 重度障がい者を支える介護人材

項番	第4回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・今回のアンケート調査結果より、ヘルパーの不足はもう明らかになったので、ヘルパーの人材確保を札幌市としてどのように担保していくのか。介護人材の確保について、新たな検討する場が必要ではないか。	田中委員(P19)

【論点5】 重度障がい者の社会参加や余暇活動

項番	第4回検討会における主な意見内容	発言者(議事録)
(1)	・療養介護施設に入所中の方は現在、外出支援として重度訪問介護を月 60 時間決定されているが、横浜市のように利用者本人の個別支援計画に沿って支給量を決めるべき。	太田委員(P29)